

# 理事の職務担当に関する規程

2021年7月14日 制定

(目的)

## 第1条

この規程は、一般社団法人日本計算工学会（以下「本会」という。）の定款第24条に定める理事の職務担当に関する基本的な事項を定める。

(会長の職務および主管事項)

## 第2条

会長（代表理事）の職務は、次のとおりとする。

1. 本会を代表する。
2. 総会、理事会、企画運営会議を招集する。
3. 総会、理事会、企画運営会議の議長となる。
4. 学会全体の活動を統轄するとともに、学会運営に関する中長期的な検討を行う。

(副会長の職務および主管事項)

## 第3条

副会長の職務は、次のとおりとする。

1. 会長を補佐する。
2. 会長に事故があるときは副会長が代表理事として会長の職務に当たる。
3. 副会長のうち1名は総務、財務、広報、会員、会誌の業務を掌握し、本会の会務部門を統轄するとともに、その中長期的な検討を行う。他1名の副会長は国際交流、論文、講演会、教育・出版、研究会の業務を掌握し、本会の事業部門を統轄するとともに、その中長期的な検討を行う。

(理事の職務)

## 第4条

理事は、各主管業務の主担当または副担当の職務に当たり、その業務を行う。

(総務担当理事の職務および主管事項)

## 第5条

総務担当理事の主管事項は、次のとおりとする。

1. 総会に関する事項
2. 理事会、企画運営会議に関する事項

3. 議事録の作成と管理に関する事項
4. 印鑑保管に関する事項
5. 登記に関する事項
6. 官公庁に届出、許認可に関する事項
7. 契約に関する事項
8. 対外関係に関する事項
9. 諸規程類の管理に関する事項
10. 事務局に関する事項
11. その他理事の主管に属さない一切の事項

(財務担当理事の主管事項)

#### 第6条

財務理事の主管事項は、次のとおりとする。

1. 財産の保管並びに財政に関する事項
2. 予算並びに予算更正に関する事項
3. 決算に関する事項
4. 会費徴収に関する事項
5. 収入に関する事項
6. 支出に関する事項
7. 税務に関する事項
8. 出納保管に関する事項
9. その他財務に関する事項

(広報担当理事の主管事項)

#### 第7条

広報担当理事の主管事項は、次のとおりとする。

1. 本会ホームページによる情報発信に関する事項
2. ニュースレターによる情報発信に関する事項
3. アーカイブの運営に関する事項
4. その他広報に関する事項

(会員担当理事の主管事項)

#### 第8条

会員担当理事の主管事項は、次のとおりとする。

1. 会員に関する事項
2. 名誉会員、フェローに関する事項

### 3. その他会員に関する事項

(会誌担当理事の主管事項)

#### 第9条

会誌担当理事の主管事項は、次のとおりとする。

1. 会誌の編集出版に関する事項
2. 出版社に関する事項
3. その他編集出版に関する事項

(国際交流担当理事の主管事項)

#### 第10条

国際交流担当理事の主管事項は、次のとおりとする。

1. 国際交流に関する事項
2. 英文ホームページに関する事項
3. 主催する国際会議に関する事項
4. その他国際交流に関する事項

(論文担当理事の主管事項)

#### 第11条

論文担当理事の主管事項は、次のとおりとする。

1. 論文の査読、編集に関する事項
2. 論文集に関する事項
3. その他論文・論文集に関する事項

(講演会担当理事の主管事項)

#### 第12条

講演会担当理事の主管事項は、次のとおりとする。

1. 計算工学講演会に関する事項

(教育・出版担当理事の主管事項)

#### 第13条

教育・出版担当理事の主管事項は、次のとおりとする。

1. 学会の教育・出版に関する事項
2. 出版社に関する事項
3. 講習会に関する事項
4. 学生サマーキャンプに関する事項

## 5. その他教育・出版に関する事項

(研究会担当理事の主管事項)

### 第14条

研究会担当理事の主管事項は、次のとおりとする。

#### 1. 研究会に関する事項

(共管事項)

### 第15条

理事は主管事項のうち、他理事の担当事項に関連ある事項を処理するに当たっては、当該理事と合議の上決定しなければならない。

(理事の委員長就任)

### 第16条

理事は下記組織を所管し、所管毎に委員長に就任することを原則とする。但し、理事会直轄委員会（企画運営委員会、倫理委員会、表彰委員会）等の組織長は会長が務める。

1. 会誌担当理事：会誌委員会
2. 論文担当理事：論文委員会
3. 講演会担当理事：講演会実行委員会
4. 研究会担当理事：研究会委員会
5. 広報担当理事：広報委員会
6. 国際交流担当理事：国際交流委員会

(委員長等を担当する理事の任務)

### 第17条

各委員長等を担当する理事は、委員会等を総括し、次の任務を負う。

1. 理事会の承認を必要とする審議事項を理事会に諮る。
2. 委員会等の活動状況、審議結果等を理事会に報告する。
3. 理事会からの伝達事項、要望等を委員会に諮る。

(理事の権限委譲)

### 第18条

理事は主管事項の遂行にあたって、必要があればその権限範囲を限定して、これを事務局長に委譲することができる。

(事務局長の報告義務)

## 第 19 条

事務局長は、前条により委譲された事項を処理したときは、その結果を当該理事に報告し承認を受けなければならない。

(改廃)

## 第 20 条

本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

2021 年 7 月 14 日 制定

以上